改正後

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア・イ　（略）

ウ　次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

飼料添加物名 ＼ 対象飼料 ／ 単位		鶏（ブロイラーを除く。）用	ブロイラー用		豚用		牛用		
		幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）				（削る）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注　（略）

エ～ツ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ　（略）

ウ　次の表の同一欄内の２以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

（略）	（略）
第３欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール
（略）	（略）

エ～チ　（略）

⑶～⑸　（略）

２～５　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⑿　（略）

⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

改正前

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア・イ　（略）

ウ　次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

飼料添加物名 ＼ 対象飼料 ／ 単位		鶏（ブロイラーを除く。）用	ブロイラー用		豚用		牛用		
		幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
リン酸タイロシン	g力価				11～44				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注　（略）

エ～ツ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ　（略）

ウ　次の表の同一欄内の２以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

（略）	（略）
第３欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール、リン酸タイロシン
（略）	（略）

エ～チ　（略）

⑶～⑸　（略）

２～５　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⑿　（略）

⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。